

成年被後見人等宛て通知書等の送付先住所登録変更届

（宛先）竹田市長・竹田市福祉事務所長・大分県後期高齢者医療広域連合長

竹田市から本人（成年被後見人等）宛てに送付される通知書等は成年後見人等宛てに送付するよう届け出るとともに、所管課で情報を共有することに同意します。また、本人が被保佐人又は被補助人である場合は、この登録変更届の提出及び前述の情報共有について、本人の同意を得ていることを申し添えます。

なお、送付先登録変更に伴う一切の責任については、申請者（成年後見人等）が負い、添付書類の記載内容については、現在も相違ありません。

			届出日	年	月	日
申請者 (成年後見人等)	フリガナ		本人との 関係	☐ 成年後見人 ☐ 保佐人		
	氏 名			☐ 補助人 ☐ 任意後見人		
	住 所	〒 電話番号 ()				
送付先	住 所	☐ 申請者住所と同じ				
		☐ 申請者住所と異なる場合（※事務所等に送付先を設定される場合に御記入ください。）				
		〒 電話番号 ()				

※ 郵便物の宛名に本人（被後見人等）の氏名を記載する場合がありますので御了承ください。

本人 (成年被後見人等)	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏 名					
	住 所	〒 電話番号 ()				
	その他	※ 後期高齢者医療の送付先登録変更を希望する場合は記入 【後期高齢者医療制度 被保険者番号】				
添付書類	☐ 「登記事項証明書・代理行為目録（保佐、補助、任意後見の場合）の写し」又は「審判書謄本・審判確定証明書の写し」 ※登記事項証明書等は、最新のもの（現在の状況と相違ないもの）の添付をお願いします。					
	☐ 「申請者の身分証明書の写し」（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等） ☐ 「申請者と送付先の関係がわかるもの」（名刺、パンフレット等） ※送付先が申請者住所と異なる場合のみ					

《送付先の登録変更を希望する通知書等の項目》

項目	全て	通知種別を指定する場合はこちらから選択 ※変更前の項目を含めて記入してください。 (一つの項目の全てを指定する場合は「全て」欄を選択してください。)
市税	☐	☐ ①市県民税 ☐ ②固定資産税 ☐ ③軽自動車税 ☐ ④国民健康保険税
国民健康保険	☐	☐ ⑤資格・給付関係
後期高齢者医療	☐	☐ ⑥資格関係 ☐ ⑦給付関係 ☐ ⑧保険料賦課関係 ☐ ⑨保険料徴収関係（税務課）
生活保護	☐	☐ ⑩生活保護関係
障害者福祉	☐	☐ ⑪障害者手帳関係 ☐ ⑫障害者医療関係 ☐ ⑬障害福祉サービス関係 ☐ ⑭障害者手当関係
措置・在宅	☐	☐ ⑮老人福祉法に基づく措置関係 ☐ ⑯在宅福祉サービス関係
介護保険	☐	☐ ⑰認定関係 ☐ ⑱給付関係 ☐ ⑲賦課徴収関係（税務課）
市営住宅	☐	☐ ⑳市営住宅関係
水道	☐	☐ ㉑水道関係
下水道	☐	☐ ㉒下水道関係
I P 告知放送	☐	☐ ㉓加入関係
ケーブルテレビ	☐	☐ ㉔受信料関係

《注意事項》

- (1) 届出時点で年齢未到達等の理由によりその業務に該当しなかった場合は、送付先が変更されないことがあります。その場合は、該当した時点で改めて届出をお願いします。
- (2) 住民票や課税証明書等の交付申請や各種申告については、それぞれの担当課でその都度手続をする必要があります。
- (3) 届出した日から、実際に送付先の変更が完了するまでに数日かかることがあります。また、届出日時点で発送準備が整っている通知書等については、変更前住所に届くことがありますので御了承ください。